

～放課後児童クラブ利用にあたっての提出書類及び記入上の注意～

※新年度の申込みの場合、学年は新学年を記入してください。

1. 潟上市放課後児童クラブ入所申請書

○利用する児童1人につき1枚の用紙に記入してください。

○入所期間は、希望する期間を記入してください。記入例：令和8年4月1日～令和9年3月31日
(1年ごとの更新となりますので、次年度も利用する場合は、再度申請が必要です。)

○同居の家族構成の欄は、利用する児童も含め、両親及び同居している親族等の全員について記入してください

※不足する場合は、コピーしてご利用ください。

2. 就労証明書（※65歳未満対象）

○就労証明書については、両親、及び同居の親族等で65歳未満の就労している方々全員の分が必要となります。

※入所児童が複数の場合、就労証明書はそれぞれ1部で可。

※不足する場合は、コピーしてご利用ください。

3. 放課後児童クラブの利用について

○次の放課後児童クラブを利用できる要件に該当しない場合は、利用はできません。

○希望者多数のため、放課後児童クラブに入所できない場合や、入所希望期間の希望に添えない場合があります。予めご承知ください。

放課後児童クラブを利用できる要件

放課後児童クラブを利用できる児童は、保護者等が仕事などで日中家庭にいない児童で、次に掲げる要件に該当する場合です。

1. 小学校の第1学年から第6学年までに在学していること
2. 市内に居住していること

《対象児童の範囲の特例》*診断書等の証明書類が必要です。

- (1) 保護者等が病気等により療養中であるとき
- (2) 保護者が妊娠中または産後間もないとき
- (3) 保護者等による介護を要する親族がいるとき
- (4) 上記のほか、特に必要と認めるとき

4. 入所審査について

申請書受付期間：令和7年10月31日（金）～11月14日（金）

審査期間：令和7年12月12日（金）～令和8年1月下旬頃

結果通知日：令和8年2月中

※申請受付期間後に申請書を提出された方については、3月以降に随時通知いたします。

提出していただいた申請書の情報等は、放課後児童クラブ入所の目的以外に使用しないことを申し添えます。

潟上市子育て応援課

TEL018-853-5360 FAX018-853-5233